

子育てサポーター養成研修

あなたの子育て経験
活かしてみませんか？

ひとり親家庭等の子育て支援
を行っていただくサポーター
の養成研修を行います

❀ひとり親家庭等日常生活支援事業の支援内容❀

《子育て支援》乳幼児の世話・児童の世話・保育園の送迎等
(ご自分の子育て経験等を活かして支援していただきます)

《生活援助》身の回りの世話・住居の清掃・生活必需品の買い物等
(ヘルパー3級以上の資格のある方に支援していただきます)

【応募人数】30名 川崎市在住20歳以上の方

【申込期間】平成28年12月15日(木)～29年1月25日(水)

【申込方法】電話で直接お申込みください。

【研修日】平成29年2月16日(木)・17日(金)
2月23日(木)・24日(金)

【時間】9:30～16:30(内1時間休憩)

【講義内容】「乳幼児の発達と遊び」・「保育園見学」

「学童期の発達と遊び」・「児童の成長と食生活」

「児童の病気」・「緊急時の対応と応急処置」等

【会場】川崎市母子・父子福祉センター、川崎市公立保育園、中原消防署

4日間受講可能な
方。保育園見学や
消防署で救命講習
会があります

お問合せ・お申込
044-733-1166



(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会
(川崎市母子・父子福祉センター内)

〒211-0067

川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話 044-733-1166

Fax 044-733-8934

休館日 毎月曜日・第2・4日曜日・祝日

開所時間 9:00～17:00(水曜日・金曜日 9:00～21:00)

≪JR武蔵小杉駅北改札(南武線口)北口バス乗り場方面へ

または 市営・東急バス 小杉御殿町から徒歩0分≫



ひとり親家庭等を支援する 有償ボランティア(家庭生活支援員)募集！！

川崎市ひとり親家庭等日常支援事業とは？

母子家庭、父子家庭、寡婦を対象として一時的に家事や育児が出来ない時に家庭生活支援員を派遣して日常生活を支援する制度です。保育士等の資格をお持ちの方で、家庭生活支援として有償ボランティアをしてくださる方を募集しています！！

《家庭生活支援員に必要な資格》

子育て支援・・・保育士

生活援助・・・ホームヘルパー3級以上

上記の資格をお持ちでない方も、子育てサポーター養成研修を修了すると、子育て支援をしていただくことができます

支援までの流れ

①支援の依頼

利用者は、利用希望日時等を、母子・父子福祉センターに電話依頼

②支援の派遣調整

事務局は、必要な事項を伺い、確認し、支援に応じられる支援員を決定します。

③具体的な派遣内容の打ち合わせ

利用者は、事務局から紹介された支援員に直接連絡し、内容の打ち合わせをします。

④利用報告書

利用者及び支援員は、支援活動終了後に家庭生活支援派遣報告書(事務局控)を事務局に送付します。

日常生活支援事業の概要

派遣事由:技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、学校行事への参加等
支援日数:月10日、1年度240時間以内
利用者負担:所得により70円~300円/時